

令和4年4月8日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
(うち温水洗浄便座1件、照明器具1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7件
(うち携帯電話機(スマートフォン)1件、照明器具1件、
温水洗浄便座1件、ポータブル電源(リチウムイオン)1件、
電気ストーブ1件、凍結防止用ヒーター(水道用)1件、
携帯電話機1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202000520を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)
担 当：加藤、鈴木、笹島
電 話：03(3507)9204(直通)
F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000520	令和2年10月12日	令和2年10月22日	温水洗浄便座	TCF6131A	TOTO株式会社	火災	事業所で当該製品を溶融する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、メイン基板のヒーター制御用トライアックが短絡故障し、使用環境の影響でメイン基板とは別の温風ユニットで温度ヒューズを介さない導電経路が形成されて異常発熱し、周辺を焼損したものと推定されるが、トライアックが故障した原因の特定には至らなかった。	静岡県	令和2年10月27日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200010	令和4年3月20日	令和4年4月6日	照明器具	8CV270LSG	NECライティング株式会社(現 株式会社ホタルクスが事業承継)	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	兵庫県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200006	令和4年3月27日	令和4年4月4日	携帯電話機(スマートフォン)	火災 軽傷1名	当該製品のバッテリーを交換中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品の修理状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200007	令和4年3月23日	令和4年4月5日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	製造から20年以上経過した製品
A202200008	令和4年3月8日	令和4年4月5日	温水洗浄便座	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を汚損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岩手県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年3月23日
A202200009	令和4年3月17日	令和4年4月5日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福井県	令和4年4月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202200011	令和4年2月24日	令和4年4月6日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和4年3月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年3月23日
A202200012	令和4年3月19日	令和4年4月6日	凍結防止用ヒーター(水道用)	火災	当該製品を焼損し、周辺を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	
A202200013	令和4年3月23日	令和4年4月6日	携帯電話機	火災	商業施設で当該製品を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

温水洗净便座（管理番号:A202000520）



照明器具（管理番号:A202200010）

